

No. 78

部内資料

# 第三国研修概要表

昭和61年4月

研修事業部管理課

JICA  
L000  
36  
TAD  
LIBRARY

研管  
J.R  
86-27

JICA LIBRARY



1012693[6]

国際協力事業団	
受入 月日 '86. 6. 26	L000
	36
登録No. 12841	TAD

目 次

I . 第三国集團研修概要表

	頁		頁
1. インドネシア 地震工学	1	19. エジプト 看護教育	30
2. インドネシア 家畜衛生	3	20. エジプト 船員教育	32
3. インドネシア 灌漑技術	5	21. 象牙海岸 内視鏡	34
4. インドネシア 石油・ガス生産技術	7	22. ケニア マイクロウェーブ	36
* 5. インドネシア 船員訓練	9	23. ブラジル 工業電気・電子	38
6. マレーシア ENG技術	10	24. チリ 胃腸病学	40
7. マレーシア 金属加工	12	* 25. チリ 家畜繁殖	42
8. フィリピン 道路交通工学	14	26. コスタ・リカ 電子顕微鏡	43
9. シンガポール 建設プロジェクト管理	16	27. メキシコ 伝送工学	45
* 10. シンガポール 港湾管理	18	28. ベルギー デジタル通信	47
* 11. シンガポール 港湾機器維持・管理	19	29. ベルギー 水産加工	49
* 12. シンガポール 空港管理	20	30. フィジー 電気通信	51
* 13. シンガポール 空難救助	21	31. PNG 沿岸漁業普及	53
14. タイ 電気通信	22	* 32. インド 未定	
15. タイ 口蹄疫防疫	24	* 33. パキスタン 未定	
16. タイ 皮膚病	26	* 34. コスタ・リカ 未定	
* 17. タイ 稲作技術普及	28	* 35. メキシコ 未定	
* 18. タイ コミュニティ・フォレストリー	29		

\*は昭和61年度新規コースで、これらコースの概要には昭和61年度計画を、その他については昭和60年度実績を記載した。

II . 昭和61年度第三国集團研修実施計画表 (総括)	55
III . 昭和61年度第三国個別研修実施計画表 (総括)	57
IV . 昭和60年度第三国集團研修実績表	58
V . 第三国研修とは	59



研修科目 地震工学

International Advanced Course on Seismology and  
Earthquake Engineering for Structural Engineers

1. R/D署名日

昭和56年10月2日

2. 実施回数

5回

3. 国名

インドネシア

4. 実施機関

公共事業省居住研究所

(Institute of Human Settlements, Ministry of Public  
Works)

5. 関係省庁

建設省

6. 背景・目的

東南アジア及び太平洋地域の多くは、地震の多発する地震帯に位置ないし隣接しており、しばしば多数の死傷者を生み、多大な物質的損害を被っている。

このため、地震工学分野の技術及び知識の向上、普及を図り、もって各国の状況に合った地震被害への対策について寄与するべく昭和56年度より第三国研修を実施している。

7. 主な研修項目

1) 構造解析

2) 動的解析

3) 地震学

4) 構造設計

5) 基礎工学

8. 他の技術協力との関係

個別専門家派遣(昭和56年度～昭和60年度、継続中)

9. 参加資格要件

1) 地震工学に従事する、大卒及び、同程度の能力を有する者

2) 住宅建築の分野に3年以上の実務経験を有する者

3) 25歳以上の者

4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年1月13日～昭和61年2月21日

11. 定員

周辺国 12名

実施国 12名

12. 割当国

バングラデシュ、ビルマ、フィジー、インド、マレーシア、ネパール、パキスタン、バプア・ニューギニア、フィリピン、シンガポール、スリ・ランカ、タンザニア、タイ、西サモア(計14カ国)

13. 調査団

1) 事前調査 56年7月

2) 実施協議 56年9月

3) 研修管理 59年2月

4) 研修管理 60年2月

14: 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	56	57	58	59	60													
バングラデシュ		5	1	1		1	2													
ビルマ		4	1	1	1		1													
インド		4	1	1	1	1														
マレーシア		3	1	1		1														
ネパール		4	2	1			1													
パキスタン		3			2	1														
フィリピン		4	1	1	1	1														
スリ・ランカ		3	1		1		1													
タイ		7		1	2	2	2													
アルジェリア		1				1														
トルコ		1				1														
ケニア		2			1	1														
タンザニア		2	1				1													
フィジー		5		1	2	1	1													
バブア・ニューギニア		5	2		1	1	1													
西サモア		1		1																
①小計		54	11	9	12	12	10													
②実施国		62	15	9	12	15	11													
③合計 (①+②)		116	26	18	24	27	21													

2) 専門家派遣

年度	56	57	58	59	60															
人数	5	4	4	5	4															

3) C/P

年度	56	57	58	59	60															
人数	-	1	1	1	-															

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
56	千円 26,042	カセット、ラジオ、スライド・プロジェクター OHP、タイプライター (電動)、 地震測定器一式

研修科目 家畜衛生

International Course on Diagnosis of Animal Diseases  
and Their Control Programme

1. R/D署名日  
昭和59年7月17日

2. 実施回数  
2回

3. 国名  
インドネシア

4. 実施機関  
農業組合省畜産総局  
(Directorate General of Livestock Services, Ministry of  
Agriculture)

5. 関係省庁  
農林水産省

6. 背景・目的  
家畜の伝染性疾病は、家畜の生命及び生産性を脅かすために、  
本病の発生・蔓延は家畜資源の損失、畜産業に多大な被害を及ぼ  
すこととなる。  
関係各国の家畜衛生当局では制度、組織、規模等の差はあれ、  
その体制を整えて家畜防疫にあたっている。とくに診断部門は、  
その後につづく適切な防疫措置の前提となることから極めて重要  
視されるが、社会経済事情及び、人材、施設等の事情から開発途  
上国におけるその技術水準は必ずしも一定しておらず、かつ制度  
の高いものではない。  
特に、アジア、太平洋地域の開発途上国での家畜の伝染性疾病  
の発生状況は共通的なものが多く、本コースではこれらの地域の  
家畜衛生関係者が疾病診断技術の平準化のために共に学び、家畜  
防疫に寄与することを目的とする。

7. 主な研修項目  
1) 病理検査  
2) 寄生虫検査  
3) 細菌検査  
4) ウイルス検査

8. 他の技術協力との関係  
プロジェクト協力(昭和52年7月～昭和59年7月)

9. 参加資格要件  
1) 大学卒業あるいはそれに準ずる学歴を有すること  
2) 家畜衛生あるいは家畜疾病診断の業務に従事している獣医官  
(個別コース)  
3) 家畜衛生分野に従事している獣医官(集団コース)  
4) 英語に堪能で健康な者

10. 期間  
個別コース：昭和61年1月27日～昭和61年2月15日  
集団コース：昭和61年2月17日～昭和61年3月3日

11. 定員  
個別コース：周辺国 5  
実施国 2  
集団コース：周辺国 15  
実施国 5

12. 割当国  
ブルネイ、マレーシア、フィリピン、タイ、ビルマ、  
バングラデシュ、スリ・ランカ、ネパール、ブータン、パプア・  
ニューギニア、フィジー、西サモア、ソロモン諸島  
(計13カ国)

13. 調査団  
1) コンタクト 59年2月  
2) 事前調査 59年4月  
3) 実施協議 59年7月  
4) 研修管理 60年2月

14: 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	59	60																
バングラデシュ		3	2	1																
ブータン		2		2																
ビルマ		2		2																
マレーシア		4	2	2																
フィリピン		4	2	2																
スリ・ランカ		2	1	1																
タイ		4	2	2																
フィジー		2		2																
西サモア		1	1																	
ソロモン諸島		2		2																
①計		26	10	16																
②実施国		12	5	7																
③計 (①+②)		38	15	23																

2) 専門家派遣

年度	59	60																		
人数	1	2																		

3) C/P

年度	59	60																		
人数	2	1																		

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
60	千円 19,904	読取器、落射蛍光顕微鏡、無菌操作室、 パーソナル・コンピューター、他

研修科目 灌漑排水

International Training Course in Irrigation Engineering

1. R/D署名日

昭和60年10月1日

2. 実施回数

1回

3. 国名

インドネシア

4. 実施機関

灌漑排水施工技術センター

(Construction Guidance Service Center)

5. 関係省庁

農林水産省

6. 背景・目的

食糧の増産と安定供給は大きな課題で、とりわけ灌漑網の整備を中心とした農業基盤整備の拡充に努めることは肝要である。

しかしながら、当該分野の技術者及び技術力の不足は、灌漑の新規開発はもとより、水利施設の整備を進めるうえで、ネックとなっている。本コースは以上の途上国の現状に対応すべく実施するはこびとなったものである。

7. 主な研修項目

- 1) 灌漑計画
- 2) リモートセンシング
- 3) 水理構造学
- 4) コンクリート工学
- 5) 施工管理

8. 他の技術協力との関係

プロジェクト協力(昭和56年度～昭和60年度)

9. 参加資格要件

- 1) 大卒またはそれと同程度の知識を有する者
- 2) 灌漑技術に関する業務に従事する者
- 3) 5年以上の実務経験を有する者
- 4) 45歳以下の者
- 5) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年2月24日～昭和61年3月28日

11. 定員

周辺国 10名

実施国 5名

12. 割当国

フィリピン、マレーシア、タイ、ブルネイ、シンガポール、バブア・ニューギニア、フィジー、ソロモン諸島、トンガ、トゥヴァル、キリバス、ニウエ、西サモア、クック諸島、サウルバヌアツ (計16カ国)

13. 調査団

- |         |       |
|---------|-------|
| 1) 事前調査 | 60年3月 |
| 2) 実施協議 | 60年9月 |
| 3) 研修管理 | 61年3月 |

14. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	60																	
マレーシア		2	2																	
フィリピン		3	3																	
タイ		2	2																	
①小計		7	7																	
②実施国		9	9																	
③合計 (①+②)		16	16																	

2) 専門家派遣

年度	60																			
人数	2																			

3) C/P

年度	60																			
人数	1																			

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
	円	

研修科目 石油・ガス生産技術  
Oil and Gas Basic Production Operation

1. R/D署名日  
昭和61年2月15日

2. 実施回数  
1回

3. 国名  
インドネシア

4. 実施機関  
チェプ石油・ガス訓練センター  
(Cepu Oil and Gas Training Center)

5. 関係省庁  
JICA

6. 背景・目的  
昭和60年7月開催されたASEAN拡大外相会議でASEAN・太平洋人造り協力・緊急行動計画の実施が決定され、日本は15件のプロジェクトに参加の意志を表明した。本件はその1つである。

今日開発途上国にある産油国は原油・ガスの生産及び輸出に経済的発展の活路を見いだそうとしているが、原油・ガスの生産技術はいずれも欧米主要石油企業等から受入れられたもので、技術者のレベルは未だ低い水準にとどまっている。原油・ガスの生産輸出を将来にわたり安定的に継続してゆくためには、これらの分野に従事する技術者のレベル・アップが不可欠の課題となっている。

かかる背景の下、石油生産に従事している者を対象に地表における処理に関する機械操作・保守及び安全面に重点を置いて、石油生産全体の工程の概論を講義及び実習を通してより適切な機械操作を修得することを目的とする研修を実施することとなった。

7. 主な研修項目  
1) 生産工学  
2) 地上処理  
3) 機器操作  
4) 安全管理

8. 他の技術協力との関係  
なし

9. 参加資格要件  
1) 高卒以上  
2) 一定以上の実務経験を有し、石油・ガス生産に関する機器の操作に従事する者。  
3) 25才～35才  
4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間  
昭和61年3月15日～昭和61年4月27日

11. 定員  
周辺国 15名  
実施国 5名

12. 割当国  
フィリピン、ブルネイ、タイ、マレーシア、シンガポール、バブア・ニューギニア、ソロモン諸島、フィジー、バヌアツ、トウバル、トンガ西サモア、キリバス、ニウエ、クック諸島、サウル  
(計16カ国)

13. 調査団  
1) 事前調査 60年9月  
2) 実施協議 61年2月

14. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	60																	
フィリピン		2	2																	
ブルネイ		2	2																	
タイ		2	2																	
①小計		6	6																	
②実施国		6	6																	
③合計 (①+②)		12	12																	

2) 専門家派遣

年度	60																			
人数	-																			

3) C/P

年度	60																			
人数	-																			

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
	円	

研修科目 船員訓練

International Training Course for Seamens Instructors

1. R/D署名日

昭和61年4月2日

2. 実施回数

3. 国名

インドネシア

4. 実施機関

バロンボン海員学校 (Barombong Rating School)

5. 関係省庁

運輸省

6. 背景・目的

昭和60年7月開催されたASEAN拡大外相会議でASEAN・太平洋人造り協力・緊急行動計画の実施が決定され、日本は15件のプロジェクトに参加の意志を表明した。本件はその1つである。

開発途上国における船員教育は職員教育が先行する傾向が顕著で、バロンボン海員学校は施設教材等が整備され系統だった部員教育を実施できるインドネシア唯一の部員教育機関として内外に多いに期待されている。

同校設立には昭和49年1月田中総理大臣(当時)のインドネシア訪問に際し、スハルト大統領より要請をうけた経緯があり、昭和55年無償資金協力により完成をみた。

かかる背景の下、途上国の海運の増強、充実計画の一環として優秀な部員を教育するインストラクターの養成を目的とした研修を実施することとなった。

7. 主な研修項目

- デッキ 1) 船舶維持  
2) 航海術  
3) 海難救助
- エンジン 1) 内燃機関  
2) エンジン業務  
3) 海難救助

8. 他の技術協力との関係

個別専門家派遣(昭和55年度~昭和60年度、継続中)

9. 参加資格要件

- 1) 高卒以上でデッキ或はエンジン部門の職員であること  
2) 職員として航海歴1年以上の実務経験を有し、海員教育機関もしくは行政に従事する者  
3) 25才~40才  
4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年7月14日~昭和61年10月13日

11. 定員

周辺国 10名  
実施国 5名

12. 割当国

フィリピン、ブルネイ、タイ、マレーシア、シンガポール、バブア・ニューギニア、ソロモン諸島、フィジー、バヌア、トバル、トンガ、西サモア、キリバス、ニウエ、クック諸島、ナウル(計16カ国)

13. 調査団

- 1) 事前調査 60年9月  
2) 実施協議 61年3月

研修科目 **E N G 技術**

Regional Training Course in Electronic News Gathering  
Operation and Maintenance

1. R/D署名日

昭和58年8月19日

2. 実施回数

3回

3. 国名

マレーシア

4. 実施機関

アジア太平洋放送研究所 (A I B D)

(Asia Pacific Institute for Broadcasting Development)

5. 関係省庁

郵政省

6. 背景・目的

小型カメラ、VTR (ENG) の開発とそれらの急速な進歩と普及により従来のTV番組手法、役割分担に変革が生じ、これに伴ない番組制作技術並びに小型TVカメラ等の保守に対するニーズが高まってきた。

この分野は日本が最も進んでおり、年間約60の放送関連の研修コースを実施しているAIBDからの要請に基づき第三国研修を実施するはこびとなった。

本コースでは主に次の点について研修する。

① ENGシステムの運用に必要な理論

② プロデューサーと技術職の緊密な連携作業による番組制作

(Electronic Field Production)

7. 主な研修項目

1) ENGシステム概論

2) TVカメラ、VTR、音響機器操作実習

3) 映像、音声等編集実習

4) EFP番組製作実習

8. 他の技術協力との関係

個別専門家派遣 (昭和56年度～昭和60年度、継続中)

9. 参加資格要件

1) テレビジョン番組制作及び保守分野に従事する技師もしくは技官

2) 3年以上のENGに関する実務経験を有する者

3) 現在もしくは将来、ENG技術に関係ある部課の長である者

4) 30歳～45歳の者

5) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年2月18日～昭和61年3月29日

11. 定員

20名

12. 割当国

バングラデシュ、ブルネイ、ビルマ、中国、インド、インドネシア、イラン、韓国、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリ・ランカ、タイ、マレーシア  
(計14カ国)

13. 調査団

1) 事前調査 58年4月

2) 実施協議 58年8月

3) 研修管理 59年3月

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	58	59	60															
バングラデシュ		5	1	2	2															
ブータン		1	1																	
中国		4		2	2															
インド		5	1	2	2															
インドネシア		1	1																	
韓国		2		2																
パキスタン		5	1	2	2															
フィリピン		3	1	2																
シンガポール		2		2																
スリ・ランカ		3	1		2															
タイ		4		2	2															
ブルネイ		4		2	2															
イラン		3	1	2																
①小計		42	8	20	14															
②実施国		17	7	4	6															
③合計(①+②)		59	15	24	20															

2) 専門家派遣

年度	58	59	60																	
人数	3	3	3																	

3) C/P

年度	58	59	60																	
人数	-	-	-																	

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
-	-	-

研修科目 金属加工

Regional Training programme in Metal-Working Technology

1. R/D署名日  
昭和58年8月25日

2. 実施回数  
3回

3. 国名  
マレーシア

4. 実施機関  
金属工業技術センター (Metal Industry Technology Center, MITEC)

5. 関係省庁  
通商産業省

6. 背景・目的

アジアの発展途上国はこれまで大企業中心の工業化をはかり外資導入もある程度実施して来たが、巨額の資本を必要とする割には雇用が増加せず、何でも自社で製造しようとするため、各企業間のリンクージュも弱く、産業界の技術移転も進んでいない状況にある。一方中小企業の育成は比較的少ない資本で雇用効果も大きく、技術移転も期待でき、大型工業発展の基礎作りをするうえでも必要であるとの認識が強まってきた。特に金属加工業は産業界間の相乗効果の可能性が極めて高く、従って、各国政府によって技術向上、近代化を優先させる対象としてとりあげられるようになってきた。

これに伴ない当該分野の技術者の育成が急務となり、以上の背景のもと昭和58年度より2コース宛溶接、電気メッキと、金属プレスを順ぐりに実施している。

7. 主な研修項目

- 1) 溶接
  - イ) Shielded Metal Arc Welding
  - ロ) CO2 Welding
  - ハ) Welding Design
- 2) 電気メッキ
  - イ) Surface Treatment and Electroplating
  - ロ) Various Standard Plating Solutions
  - ハ) Plating Methods by Various Metals
- 3) 金型
  - イ) Type of Die Construction
  - ロ) Die to Press Relationship
  - ハ) Die Design
  - ニ) Diemaking
- 4) プレス
  - イ) Use of Press Die
  - ロ) Press Machine
  - ハ) Die Setting Procedure

8. 他の技術協力との関係  
プロジェクト協力 (昭和53年度～昭和59年度)

9. 参加資格要件

- 1) 金属加工分野に従事する技官
- 2) 当該分野で1年以上の実務経験を有する者
- 3) 40歳以下の者
- 4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間  
昭和61年1月6日～昭和61年2月8日

11. 定員

- 1) 溶接: 周辺国6名 実施国2名
- 2) 電気メッキ: 周辺国6名 実施国2名

12. 割当国

ブルネイ、フィジー、パプア・ニューギニア、インドネシア、タイ、フィリピン、ビルマ、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネパール、スリ・ランカ (計13カ国)

13. 調査団

- 1) 事前調査 57年12月
- 2) 事前調査 58年4月
- 3) 実施協議 58年8月
- 4) 研修管理 59年3月

14. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	58	59	60															
Bangladesh		6	2	2	2															
Burma		5	2	1	2															
Indonesia		4	2	2																
Nepal		4	2		2															
Philippines		3	2	1																
Sri Lanka		4	2		2															
Thailand		3	1	2																
Fiji		3	1	2																
Papua New Guinea		3	2		1															
①小計		35	16	10	9															
②実施国		23	8	9	6															
③合計 (①+②)		58	24	19	15															

2) 専門家派遣

年度	58	59	60																	
人数	2	2	2																	

3) C/P

年度	58	59	60																	
人数	-	2	2																	

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
-	-	-

研修科目 道路交通工学

A Senior Course on Transport Technology

1. R/D署名日

昭和56年10月8日

2. 実施回数

5回

3. 国名

フィリピン

4. 実施機関

道路交通訓練センター

(Transport Training Center, TTC)

5. 関係省庁

建設省

6. 背景・目的

国家発展プログラム及び人口の増加等による急速な都市化により、既に複雑な様相を呈している交通問題は更に悪化しており、交通計画、交通工学及び交通管理の分野に関する技術、知識を十分に有する人材の養成が急務となっている。

以上の事情を踏まえ、昭和56年度、本コースが開設され、以後漸次コースのレベル向上が図られ、昭和60年度は中間管理職を対象とするに至った。

7. 主な研修項目

- 1) 道路交通工学概論
- 2) 交通計画
- 3) 交通工学
- 4) 交通管理

8. 他の技術協力との関係

プロジェクト協力(昭和52年度～昭和58年度)

個別専門家派遣(昭和58年度～昭和60年度、継続中)

9. 参加資格要件

- 1) 大卒もしくは同程度の能力を有する者
- 2) 道路交通における計画、工学、運営に従事する技官
- 3) 25歳～45歳の者
- 4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和59年11月11日～昭和59年12月20日

11. 定員

周辺国 18名

実施国 3名

12. 割当国

バングラデシュ、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、  
バプア・ニューギニア、シンガポール、スリ・ランカ、タイ  
(計8カ国)

13. 調査団

- |           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 1) 事前調査   | 56年 | 7月  |
| 2) 実施協議   | 56年 | 9月  |
| 3) 計画打ち合せ | 57年 | 6月  |
| 4) 評価     | 57年 | 12月 |
| 5) 研修管理   | 58年 | 12月 |
| 6) 研修管理   | 59年 | 12月 |

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	56	57	58	59	60													
Bangladesh		1					1													
Indonesia		12	3	2	1	3	3													
Malaysia		5	2			1	2													
Singapore		15	1	5	2	4	3													
Sri Lanka		15	3	2	2	5	3													
Thailand		14	3	1	2	4	4													
Brunei		1				1														
Papua New Guinea		2					2													
①小計		65	12	10	7	18	18													
②実施国		36	11	10	9	3	3													
③合計(①+②)		101	23	20	16	21	21													

2) 専門家派遣

年度	56	57	58	59	60															
人数	3	3	2	2	2															

3) C/P

年度	56	57	58	59	60															
人数	-	1	-	-	1															

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
-	-	-

研修科目 **建設プロジェクト管理**  
Regional Training Course in Construction Project  
Management in Building

1. R/D署名日

昭和58年10月1日

2. 実施回数

3回

3. 国名

シンガポール

4. 実施機関

シンガポール・ポリテクニク (Singapore Polytechnic)

5. 関係省庁

建設省

6. 背景・目的

アセアン諸国は、加速的な経済発展に伴ない建設ブームにあるが、特に建設管理、運営面での人材が不足しており、その養成が急がれている。

本コースは、総括的な理論、実務両面を扱い、当該分野のニーズに対応することを目的とする。

7. 主な研修項目

- 1) Decision Making Models
- 2) Construction Planning and Cost Control
- 3) Construction Technology
- 4) Business Organization

8. 他の技術協力との関係

なし

9. 参加資格要件

- 1) 設計、建設、もしくは土木分野の学位を有する者
- 2) 建設プロジェクト管理に従事する者
- 3) 5年以上の実務経験を有する者
- 4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年3月10日～昭和61年3月22日

11. 定員

周辺国 18名  
実施国 4名

12. 割当国

インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ  
(計5カ国)

13. 調査団

- 1) 事前調査 58年7月
- 2) 実施協議 58年9月
- 3) 研修管理 59年3月

14. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

参加国名	年度	計	58	59	60															
インドネシア		18	6	6	6															
マレーシア		5	2	1	2															
フィリピン		9	4	-	5															
タイ		13	4	5	4															
ブルネイ		2	-	2																
① 小計		47	16	14	17															
② 実施国		18	6	6	6															
合計 (①+②)		65	22	20	23															

2) 専門家派遣

年度	58	59	60																	
人数	2	2	2																	

3) C/P

年度	58	59	60																	
人数	1	-	-																	

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
-	-	-

研修科目 港湾管理

Port Management and Operation Course

1. R/D署名日

昭和61年1月24日

2. 実施回数

3. 国名

シンガポール

4. 実施機関

シンガポール港湾庁 (Port of Singapore Authority)

5. 関係省庁

運輸省

6. 背景・目的

昭和60年7月開催されたASEAN拡大外相会議でASEAN・太平洋人づくり協力・緊急行動計画の実施が決定され、日本は15件のプロジェクトに参加の意志を表明した。本件はその一つである。

開発途上国における港湾の整備と港湾管理・運営の効率化は、各国の社会開発ならびに経済開発を促進する為に不可欠なものである。海陸一貫輸送システムの近年における著しい発展は先進国及び開発途上国の両者間の均衡のとれた港湾整備と効率的な管理運営への要求をより切実なものとした。開発途上国においては港湾計画、建設技術ならびに管理運営手法の総合的な向上が必要であるとともに、港湾管理分野の中堅職員の育成が急がれている。

本コースでは、港湾管理・整備手法と理念を紹介する。

7. 主な研修項目

- 1) 航行管制
- 2) コンテナ・ターミナル、在来埠頭、倉庫の管理運営
- 3) 港湾警察と保安
- 4) 消防及び汚染防止

8. 他の技術協力との関係

なし

9. 参加資格要件

- 1) 中間管理職
- 2) 最低10年間の基礎教育を受けた者
- 3) 港湾管理の実務経験を有する者
- 4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年6月30日～昭和61年7月11日

11. 定員

周辺国 13名  
実施国 2名

12. 割当国

アセアン及び南太平洋諸国

13. 調査団

- 1) 事前調査 60年10月
- 2) 実施協議 61年 1月

研修科目 港湾機器維持・管理

Management and Maintenance of Port Equipment

1. R/D署名日

昭和61年1月24日

2. 実施回数

3. 国名

シンガポール

4. 実施機関

シンガポール港湾庁 (Port of Singapore Authority)

5. 関係省庁

運輸省

6. 背景・目的

昭和60年7月開催されたASEAN拡大外相会議でASEAN・太平洋人造り協力・緊急行動計画の実施が決定され、日本は15件のプロジェクトに参加の意志を表明した。本件はその1つである。

開発途上国における港湾の整備と港湾管理・運営の効率化は、各国の社会開発ならびに経済開発を促進する為に不可欠なものである。海陸一貫輸送システムの近年における著しい発展は先進国及び開発途上国の両者間の均衡のとれた港湾整備と効率的な管理運営を必要としているが、途上国の港湾機器、とくにコンテナ関連機器、配電関連機器等の維持・管理手法に関しては未だ充実しているとはいえない状況である。

本コースでは、港湾機器維持・管理分野のシステム等を紹介する。

7. 主な研修項目

- 1) 機器購入手続きと性能評価
- 2) コンテナ関連機器の維持・管理
- 3) 配電機器の維持・管理

8. 他の技術協力との関係

なし

9. 参加資格要件

- 1) 技能者免状を有し、港湾機器維持・管理分野で実務経験の有る者
- 2) 英語堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年7月14日～昭和61年7月18日

11. 定員

周辺国 13名  
実施国 2名

12. 割当国

アセアン及び南太平洋諸国

13. 調査団

- 1) 事前調査 60年10月
- 2) 実施協議 61年 1月

研修科目 空港管理

Aiport Management Course

1. R/D署名日

昭和61年1月24日

2. 実施回数

3. 国名

シンガポール

4. 実施機関

民間航空訓練センター (Civil Aviation Training Center, CATC)

5. 関係省庁

運輸省

6. 背景・目的

昭和60年7月開催されたASEAN拡大外相会議でASEAN・太平洋人づくり協力・緊急行動計画の実施が決定され、日本は15件のプロジェクトに参加の意志を表明した。本件はその一つである。

近年、航空需要の伸びはめざましく、航空輸送は大型ジェット機を用いた大量輸送時代を迎えており、発展途上国においてもそれら航空需要の増大と機材の大型化に対処すべく空港拡張・整備、新空港の建設が計画されている。開発途上国においては空港の歴史が浅く、空港管理・運営分野の人材の養成が急務となっている。

本コースは、空港の運営面、技術面での知識及び手法を習得させ、空港経営に関する能力を開発することを目的とする。

7. 主な研修項目

- 1) 管理と組織
- 2) 運行管理
- 3) 会計
- 4) 施設の整備と開発
- 5) 財務

8. 他の技術協力との関係

なし

9. 参加資格要件

- 1) コース参加にふさわしい専門的知識、訓練経験を有する者
- 2) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年10月27日～昭和61年12月19日

11. 定員

周辺国 8名  
実施国 1名

12. 割当国

アセアン及び南太平洋諸国

13. 調査団

- 1) 事前調査 60年10月
- 2) 実施協議 61年 1月

研修科目 空難救助

Search and Rescue Mission Co-ordinator's Course

1. R/D署名日

昭和61年1月24日

2. 実施回数

3. 国名

シンガポール

4. 実施機関

民間航空訓練センター (Civil Aviation Training Center, CATC)

5. 関係省庁

運輸省

6. 背景・目的

昭和60年7月開催されたASEAN拡大外相会議でASEAN・太平洋人づくり協力・緊急行動計画の実施が決定され、日本は15件のプロジェクトに参加の意志を表明した。本件はその一つである。

近年、航空需要の伸びはめざましく、航空輸送は大型ジェット機を用いた大量輸送時代に対処すべく、空港拡張・整備、新空港の建設が計画されている。それに伴ない航空安全対策の充実が急がれている。

本コースでは、中堅の管制職員に対し、操作救難に関する理論を修得させ、実践的訓練をもってそのレベル・アップを図る。

7. 主な研修項目

- 1) 捜索救難の業務と機関
- 2) 捜索技術
- 3) 捜索指示
- 4) 救助

8. 他の技術協力との関係

なし

9. 参加資格要件

- 1) 航空業務で4年以上の経験を有する者
- 2) 飛行場管制の資格を有する者
- 3) 英語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年7月28日～昭和61年8月29日

11. 定員

周辺国 6名  
実施国 1名

12. 割当国

アセアン及び南太平洋諸国

13. 調査団

- 1) 事前調査 60年10月
- 2) 実施協議 61年 1月

研修科目 電気通信

Telecommunication Technology

1. R/D署名日

在外公館を通じて協議、実施したためR/Dは締結しなかった。

2. 実施回数

9回

3. 国名

タイ

4. 実施機関

モンクット王科大学

(King Mongkuts Institute of Technology, KMITL)

5. 関係省庁

郵政省

6. 背景・目的

電気通信は社会開発等の上で必須のインフラストラクチャーの一つであり、開発途上国でもその整備、拡充が進んでいる。

我国は昭和36年度タイ政府に対しモンクット王工科大でプロジェクト協力を開始し、その後無償資金協力で建物を建設した。これら協力の成果を一層活用すべく周辺諸国に対し昭和52年度より第三国研修を実施している。

7. 主な研修項目

1) Telephone Switching System

2) Transmission System

3) Radio Communication

4) Optical Communication

8. 他の技術協力との関係

プロジェクト協力(昭和36年度～昭和58年度)

9. 参加資格要件

- 1) 理工系の大卒もしくは同等の能力を有する者
- 2) 電気通信の分野で少なくとも2年間の実務経験を有する者
- 3) 40歳以下の者
- 4) 健康で英語が堪能な者

10. 期間

昭和61年1月15日～昭和61年3月19日

11. 定員

周辺国 20名

実施国 2名

12. 割当国

バングラデシュ、ブータン、ビルマ、フィジー、イラン、インドネシア、韓国、モルディヴ、マレーシア、ネパール、パキスタン、バブア・ニューギニア、フィリピン、スリ・ランカ、シンガポール、ブルネイ、西サモア、ヴァヌアツ、中国  
(計19カ国)

13. 調査団

1) 研修管理 55年11月

2) 研修管理 59年 3月

14: 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	52	53	54	55	56	57	58	59	60								
Bangladesh		6		1		4				1									
Bhutan		2				1			1										
Burma		5								3	2								
China		9				2	2	3		2									
Indonesia		13	1	1	2	2		3			4								
Korea		4				1	1	1		1									
Malaysia		8	2					2		1	3								
Maldives		3			1					1	1								
Nepal		9	1	1	2	2			2		1								
Pakistan		6					1	1	2	1	1								
Philippines		11	2		2	2	1	1		2	1								
Singapore		5	2		1	1	1												
Sri Lanka		14	2	2	1	3		1	2	1	2								
Brunei		8					1	2	1	2	2								
Iran		6			1		1		2	2									
Fiji		2						1		1									
Papua New Guinea		5					3		2										
①小計		116	10	5	10	18	11	15	12	18	17								
②実施国		20	0	0	0	2	3	3	4	4	4								
③合計 (①+②)		136	10	5	10	20	14	18	16	22	21								

2) 専門家派遣

年度	52	53	54	55	56	57	58	59	60										
人数	-	1	2	3	3	2	2	3	2										

3) C/P

年度	52	53	54	55	56	57	58	59	60										
人数	-	-	-	2	-	-	1	-	1										

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
58	千円 49,562	デジタル電子交換機 付属機器

研修科目 口蹄疫防疫  
Foot and Mouth Disease Control

1. R/D署名日  
昭和56年11月19日

2. 実施回数  
5回

3. 国名  
タイ

4. 実施機関  
農業協同組合省畜産開発局  
(Department of Livestock Development, Ministry of  
Agriculture and Cooperatives)

5. 関係省庁  
農林水産省

6. 背景・目的  
東南アジアにおいては、畜産振興を図る上で、家畜衛生対策が重要な課題となっているが、とりわけ牛、豚の口蹄疫は多大な経済損失をもたらす、この防疫対策の確立が強く要請されている。  
昭和54年4月ASEAN主催による口蹄疫会議がクアラルンプールにおいて開催され、現在唯一のワクチン大量生産国であるタイ国に対して口蹄疫ワクチン製造センターを将来、域内センターとして技術上の支援及びワクチンの供与の役割を果たすよう強い要請があった。  
このような背景から、東南アジアの家畜衛生改善上、重要な疾病である口蹄疫に係る技術研修を行ない、防疫知識を普及させ、各国における効果的な口蹄疫防疫システムの確立及び東南アジア域内の協力体制の強化に寄与するため、昭和56年度より第三国研修を実施している。

7. 主な研修項目  
1) 培地作成法  
2) 細胞培養法  
3) ウイルス培養法  
4) ウイルス力価検定  
5) ワクチン検定

8. 他の技術協力との関係  
プロジェクト協力(昭和51年度～昭和60年度)

9. 参加資格要件  
イ) 個別コース  
1) 大卒もしくは同程度の能力を有する者  
2) 政府機関において、家畜疾病診断、ワクチン製造もしくは防疫に従事し3年以上の実務経験を有する者  
3) 健康で英語が堪能な者

ロ) 集団コース  
1) 大卒もしくは同程度の能力を有する者  
2) 政府機関において、家畜の疾病に関する診断、ワクチン製造もしくは防疫に従事し、5年以上の実務を有する者  
3) 健康で英語が堪能な者

10. 期間  
1) 個別 昭和60年10月16日～昭和61年2月23日  
2) 集団 昭和61年2月24日～昭和61年3月17日

11. 定員  
1) 個別 周辺国 5名 2) 集団 周辺国 20名  
実施国 0名 実施国 1名

12. 割当国  
1) 個別  
バングラデシュ、ビルマ、マレーシア、インドネシア、  
ネパール、スリ・ランカ、フィリピン(計7カ国)  
2) 集団  
バングラデシュ、ビルマ、マレーシア、インドネシア、  
ネパール、フィリピン、スリ・ランカ、ブルネイ、中国、  
香港、韓国、ラオス、インド、パキスタン、シンガポール  
(計15カ国)

13. 調査団  
1) 事前調査 56年8月  
2) 実施協議 57年1月  
3) 研修管理 59年3月

14. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	56	57	58	59	60													
バングラデシュ		5	1		2	1	1													
ビルマ		6	2		2	2														
インド		5	1	2	1	1														
インドネシア		13		4	4	3	2													
韓国		3			1	1	1													
マレーシア		9	2	2	2	3														
ネパール		7			1	3	3													
パキスタン		3	1	1		1														
フィリピン		13	2	1	2	4	4													
シンガポール		3	1	1		1														
スリ・ランカ		7	1	2	2	1	1													
ブルネイ		2				1	1													
香港		1		1																
①小計		77	11	14	17	22	13													
②実施国		8	2	1	1	2	2													
③合計 (①+②)		85	13	15	18	24	15													

2) 専門家派遣

年度	56	57	58	59	60															
人数	2	2	2	1	1															

3) C/P

年度	56	57	58	59	60															
人数	-	2	1	1	-															

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
57	千円 35,971	ビデオシステム一式 温度調節装置 恒温水槽

研修科目 皮膚病学  
(Diploma Course in Dermatology)

1. R/D署名日  
昭和58年 8月10日

2. 実施回数  
2回

3. 国名  
タイ

4. 実施機関  
国立皮膚病研究所 (Institute of Dermatology)

5. 関係省庁  
JICA

6. 背景・目的

アジア太平洋地域では、高温高湿の気候風土から皮膚病の発生率が高く、患者数は内科、外科についている。既に、日本ではほぼ制圧されたライ、皮膚結核、梅毒の三大業病が問題となっている。

これに対し専門教育を受けた皮膚科医師は極端に少なく、東南アジアで最も進んでいるタイでも人口150万人に1人の割合となっている。因みに、ビルマ、ネパール、フィジー他は10名以下と、圧倒的に量が不足している。

このような背景下で1972年に設立された国立皮膚病研究所では、1976年から1983年にかけて主にアジア太平洋地域を対象に皮膚科専門医育成3ヶ月コースが実施されてきたが、同コースの質的、量的拡大を希望するタイ側の要請に基づき、10ヶ月の正式な専門医資格修得コースを発足することとなった。

7. 主な研修項目

- 1) Clinical dermatology
- 2) Tropical dermatology
- 3) Investigative dermatology

8. 他の技術協力との関係

5. で記述の皮膚科専門医育成3ヶ月コース(1978年~1983)に単発専門家を派遣。

9. 参加資格要件

- 1) 医学博士であること。
- 2) 政府機関において、1年以上の実務経験を有する者。
- 3) 45歳以下の者。
- 4) 英語が堪能で健康なもの。

10. 期間

昭和60年3月25日~昭和61年1月24日

11. 定員

周辺国 14名  
実施国 7名

12. 割当国

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、ビルマ、中国、フィジー、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、モルディブ、バキスタン、フィリピン、パプア・ニューギニア、スリ・ランカ、シンガポール  
(計17カ国)

13. 調査団

1) 事前調査	58年 3月
2) 実施協議	59年 8月
3) 研修管理	59年12月

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	58	59	60															
バングラデシュ		4	2	1																
ブータン		2		1																
中国		3	1	2	休															
インド		4		2																
インドネシア		2	1	1																
マレーシア		1		1																
ネパール		7	1	3																
パキスタン		2	1	1	止															
フィリピン		4	1	1																
スリ・ランカ		2		1																
小計		31	7	14																
実施国研修員数		23	7	8																
合計		54	14	22																

2) 専門家派遣

年度	58	59	60																	
人数	8	8	-																	

3) C/P

年度	58	59	60																	
人数	1	1	-																	

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
-	-	-

研修科目 稲作技術普及  
Rice Cultivation Techniques and Extention

1. R/D署名日  
昭和61年4月8日

2. 実施回数

3. 国名  
タイ

4. 実施機関  
農業局スハンブリ訓練センター  
(Suhan-buri Rice Experimental Station, Department of  
Agriculture)

5. 関係省庁  
農林水産庁、JICA

6. 背景・目的  
昭和60年7月開催されたASEAN拡大外相会議でASEAN・太平洋人造り協力・緊急行動計画の実施が決定され、日本は15件のプロジェクトに参加の意志を表明した。本件はその1つである。  
アセアン・太平洋域内各国は水田地帯における生産性増大を目的として灌漑面積の拡大、水田の多期化等の高度利用を進めており、それに伴う高度な稲作栽培技術、水田の利用技術等の確立と普及が急務となっている。  
本コースは農業普及員等を対象に熱帯・亜熱帯地域における高収量をめざした稲作栽培、作付体系等の水田の高度利用技術及びその普及技術を修得せしめることを目的とする。

7. 主な研修項目  
1) 栽培  
2) 土壌肥料  
3) 作物生理  
4) 農業機械

8. 他の技術協力との関係  
プロジェクト協力 昭和52年度～昭和60年度

9. 参加資格要件  
1) 大学卒もしくは同等の学力を有する者  
2) 稲作分野の訓練或は普及に従事し、実務経験3年以上の者  
3) 40才以下の者  
4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間  
昭和61年10月27日～昭和61年12月19日

11. 定員  
周辺国 10名  
実施国 2名

12. 副当国  
フィリピン、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、バブア・ニューギニア、インドネシア、ソロモン諸島、フィジー、バヌアツ、トゥバル、トンガ、西サモア、キリバス、ニウエ、クック諸島、サウル(計16カ国)

13. 調査団  
1) 事前調査 60年12月  
2) 実施協議 61年 3月

研修科目 コミュニティ・フォレストリー  
Community Forestry Development Techniques

1. R/D署名日  
昭和61年4月8日

2. 実施回数

3. 国名  
タイ

4. 実施機関  
林野局タイ造林研究訓練プロジェクト  
(Research and Training in Re-forestation Project,  
Royal Forest Department)

5. 関係省庁  
農林水産庁

6. 背景・目的  
昭和60年7月開催されたASEAN拡大外相会議でASEAN・太平洋人造り協力・緊急行動計画の実施が決定され、日本は15件のプロジェクトに参加の意志を表明した。本件はその1つである。

熱帯・亜熱帯に位置するアセアン諸国においては、焼畑移動耕作等により急速に森林が破壊され、森林資源の保持及び国土保全上、草地化した森林跡地等を造林していくことが急務となっており、その対処としてコミュニティ・フォレストリーが注目されている。

本コースでは、コミュニティ・フォレストリーに係る事例研究等を通じて地域の自然的、社会的に多様な条件下でコミュニティ・フォレストリーを成功させる手法を追求することを最終目標に置いている。

7. 主な研修項目

- 1) コミュニティ・フォレストリーの概念と実績
- 2) 小規模造林技術
- 3) コミュニティ・フォレストリーの計画手法と普及

8. 他の技術協力との関係  
プロジェクト協力 昭和56年度～昭和61年度

9. 参加資格要件
- 1) 大学卒或は短大卒もしくは同等の学力を有する者
  - 2) コミュニティ・フォレストリー或は造林プロジェクトに従事し、実務経験3年以上の者
  - 3) 40才以下の者
  - 4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間  
昭和61年11月16日～昭和61年12月18日

11. 定員  
周辺国 10名  
実施国 5名

12. 割当国  
フィリピン、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、バプア・ニューギニア、インドネシア、ソロモン諸島、フィジー、バヌアツ、トウバル、トンガ、西サモア、キリバス、ニウエ、クック諸島、サウル(計16カ国)

13. 調査団  
1) 事前調査 60年12月  
2) 実施協議 61年 3月

研修科目 看護教育  
International Course on Nurse Training

1. R/D署名日  
昭和60年3月28日

2. 実施回数  
1回

3. 国名  
エジプト

4. 実施機関  
保健省 (Ministry of Health)

5. 関係省庁  
JICA

6. 背景・目的  
アフリカ地域では極端に看護婦が不足しており、特に公衆衛生看護分野の指導者育成が急務である。  
一方、昭和59年8月に訪日したエジプト外務担当国務大臣より日本・エジプトが共同でアフリカ諸国を援助する三角協力構想の提案があった。右提案に対応すべく、前述の状況を勘案し看護教育第三国研修を実施することとなった。

7. 主な研修項目  
1) カントリーレポート  
2) エジプトにおける看護・保健活動の視察  
3) 実習  
4) 次年度以降の研修テーマに係る討議

8. 他の技術協力との関係  
プロジェクト協力 (昭和53年度～昭和58年度)

9. 参加資格要件  
1) State Registrar Nursesの資格を有する者  
2) 看護分野で5年以上の実務経験のある者  
3) 看護業務または看護教育に従事している者  
4) 30歳から50歳までの者  
5) 英語の堪能な者  
6) 健康な者

10. 期間  
昭和60年9月22日～昭和60年10月17日 (26日間)

11. 定員  
周辺国 20名  
実施国 10名

12. 割当国  
モロッコ、アルジェリア、チュニジア、スーダン、エチオピア、ソマリア、ジブティ、ケニア、タンザニア、コモロ、マダガスカル、アンゴラ、コンゴ、ザイール、ガボン、カメルーン、ナイジェリア、トーゴ、ガーナ、象牙海岸、リベリア、シエラ・レオーネ、ギニア、ガンビア、セネガル、モーリタニア (計26ヶ国)

13. 調査団  
1) 事前調査 59年12月  
2) 実施協議 60年3月  
3) 研修管理 60年10月

14. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	60																	
スーダン		1	1																	
ベナン		1	1																	
カメルーン		1	1																	
エチオピア		1	1																	
ガーナ		1	1																	
ケニア		1	1																	
ナイジェリア		1	1																	
ルワンダ		1	1																	
シエラレオーネ		1	1																	
ソマリア		2	2																	
タンザニア		3	3																	
ウガンダ		1	1																	
ジンバブエ		2	2																	
①小計		17	17																	
②実施国		8	8																	
③合計 (①+②)		25	25																	

2) 専門家派遣

年度	60																			
人数	2																			

3) C/P

年度	60																			
人数	2																			

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
	円	

研修科目 船 員 教 育

International Course on Maritime Education and Training

1. M/U署名日

昭和60年 3月28日

2. 実施回数

1回

3. 国名

エジプト

4. 実施機関

アラブ海運大学校(Arab Maritime Transport Academy, AMTA)

5. 関係省庁

運輸省

6. 背景・目的

アラブ海運大学校(AMTA)は、アラブ諸国の自国算出油の自力輸送及び国際収支の改善のため自国商船隊を増強することを目的として外航船舶乗組員及び陸上勤務者の養成を目指すべく設立され、我国は昭和51年度より昭和57年度にかけて船員訓練センター、航海学部、機関学部において協力を行なった。

昭和59年8月に訪日したエジプト外務担当国務大臣より、日本・エジプトが共同でアフリカ諸国を援助する三角協力構想の提案がなされ、右提案に対応し、研修実施能力の高いAMTAでアフリカ諸国を対象に船舶乗務員の養成のため次のテーマで第三国研修を実施することとなった。

昭和60年度 船舶用ディーゼルエンジン分野に主眼をおいたセミナー

昭和61年度 船舶用ディーゼルエンジン運転保守の実践的技術研修

昭和62年度以降 アフリカ諸国のニーズを勘案の上決定する。

7. 主な研修項目

- 1) カントリーレポート
- 2) 船舶用ディーゼルエンジン技術に係る最近の動向
- 3) グループ・ディスカッション

8. 他の技術協力との関係

プロジェクト協力(昭和51年度～昭和57年度)

9. 参加資格要件

- 1) 海運の分野における相応な経験を有する上級技術者
- 2) 25歳以上の者
- 3) 英語に堪能な者
- 4) 健康な者

10. 期間

昭和60年11月16日～昭和60年11月28日

11. 定員

20名

12. 割当国

アルジェリア、アンゴラ、カメルーン、コモロ、コンゴ、ジブティ、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、象牙海岸、ケニア、リベリア、マダガスカル、モーリタニア、モロッコ、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオーネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザイール(計26ヶ国)

13. 調査団

- 1) 事前調査 59年12月
- 2) 実施協議 60年 3月
- 3) 研修管理 60年10月

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	60																	
スーダン		1	1																	
ベナン		1	1																	
カメルーン		2	2																	
ガーナ		2	2																	
ガボン		2	2																	
ガンビア		1	1																	
象牙海岸		1	1																	
ケニア		1	1																	
ナイジェリア		2	2																	
セネガル		2	2																	
トーゴ		2	2																	
ザンビア		2	2																	
①小計		19	19																	
②実施国		0	0																	
③合計(①+②)		19	19																	

2) 専門家派遣

年度	60																			
人数	2																			

3) C/P

年度	60																			
人数	1																			

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
	円	

研修科目 内視鏡

Regional Training Course in Endoscopy of Gastroenterology

1. R/D署名日

昭和59年4月16日

2. 実施回数

2回

3. 国名

象牙海岸

4. 実施機関

トレッシュビル大学病院

(University Hospital Center of Treichville)

5. 関係省庁

JICA

6. 背景・目的

消化器及び肝臓に於て内視鏡の必要性及び重要性は広く認められているとことである。象牙海岸に於ても近年消化器疾患の患者数が増大し、内科部門での消化器内視鏡診断がますます重要となってきた。

このような事情は他の西アフリカ諸国でも同様に研修実施機関のトレッシュビル病院には近隣諸国から内視鏡診断のため、患者が訪れている。

そこで、本コースは当該分野の人材養成し、西アフリカ諸国の医療レベルの向上に貢献することを目的とする。

7. 主な研修項目

1) 基礎講義

2) 内視鏡の操作、メンテナンス

3) 実習 ①上部消化管検査

②下部消化管検査

③腹腔検査

8. 他の技術協力との関係

1) 単独機材供与(昭和54年度及び昭和57年度)

2) C/P研修(昭和54年度及び昭和57年度)

9. 参加資格要件

1) 医学博士号を有する者

2) 公共機関で働く者

3) 40歳以下の者

4) 仏語が堪能で健康な者

10. 期間

昭和61年1月20日～昭和61年4月25日

11. 定員

周辺国8名

実施国2名

12. 割当国

ベナン、ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、ブルキナファソ(計8カ国)

13. 調査団

1) 事前調査 58年7月

2) 実施協議 59年4月

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	59	60																
ベナン		3	1	2																
中央アフリカ		1		1																
カメルーン		1		1																
チャド		1		1																
コンゴ		1		1																
マリ		1		1																
ニジェール		1	1																	
セネガル		2	2																	
トーゴ		2	1	1																
①小計		13	5	8																
②実施国		5	2	3																
③合計(①+②)		18	7	11																

2) 専門家派遣

年度	59	60																		
人数	4	4																		

3) C/P

年度	59	60																		
人数	1	2																		

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
59	千円 21,265	内視鏡

研修科目 **マイクロウェーブ**  
Regional Training Course in Radio Engineering

1. M/M署名日  
昭和55年12月13日

2. 実施回数  
6回

3. 国名  
ケニア

4. 実施機関  
郵電公社中央訓練学校  
(Kenya Posts and Telecommunications Corporation, KPTC)

5. 関係省庁  
郵政省

6. 背景・目的  
第二次大戦直後、英国政府は東アフリカ地域における通信、運輸等の諸機関を統括する機構(東アフリカ高等弁務官)を創設しナイロビに、郵電本部を、1949年総合訓練学校を夫々設置した。同校は1960年中央訓練学校(CTS)と改称され、基礎分野を中心に訓練を行ってきた。

他方、国際電気通信連合会(ITU)のイニシアティブによりPANAFTELプロジェクト(汎アフリカ電気通信網)が、推進中のところ、同プロジェクトの促進のためマイクロウェーブ分野の技術者を養成することが必要となっていた。

CTSにおける第三国研修は1980年度より開始されたが、ケニア側のコースの実施運営体制が必ずしも十分整備されていなかった。そこで1983年度は実施を見送りその調整を図り、1984年度より再開することとなった。

7. 主な研修項目  
1) Telephone Transmission  
2) Principles of Measurement  
3) FDM Equipment Measurement Practice  
4) Digital Radio Transmission  
5) Digital M/W Link Design Practice  
6) Satellite Communication

8. 他の技術協力との関係  
なし

9. 参加資格要件  
1) 電気通信あるいは電気・電子工学専攻の卒業、もしくは同程度の知識を有する者  
2) 電気通信分野において3年以上の実務経験を有する者  
3) 英語が堪能で健康な者

10. 期間  
昭和60年10月7日～昭和60年12月6日

11. 定員  
周辺国 13名  
実施国 9名

12. 割当国  
エチオピア、マラウイ、ザンビア、ジンバブエ、レソト、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、スーダン、スワジランド、ガーナ、ナイジェリア、リベリア(計13カ国)

13. 調査団  
1) 実施協議 55年11月  
2) 研修管理 59年2月  
3) 研修管理 59年12月

14. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	54	55	56	57	58	59	60											
スーダン		1			1															
エチオピア		3			1			1	1											
ガーナ		2					休	1	1											
レソト		6		1	1	1		1	2											
マラウイ		6		2	1	1		1	1											
ナイジェリア		1						1												
ソマリア		1			1															
スワジランド		4		1	1	1			1											
タンザニア		6		1	2	1	止	1	1											
ウガンダ		8	1	2	2	1		1	1											
ザンビア		4		1	1	1			1											
①小計		42	1	8	11	6	-	7	9											
②実施国		72	13	15	15	10	-	10	9											
③合計 (①+②)		114	14	23	26	16	-	17	18											

2) 専門家派遣

年度	54	55	56	57	58	59	60													
人数	1	3	4	4	-	3	3													

3) C/P

年度	54	55	56	57	58	59	60													
人数	-	3	1	1	-	2	2													

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
56	千円 25,688	マイクロ波周波数カウンター シグナルジェネレーター マイクロウェーブリングアナライザー オートマッチックホワイトノイズ

研修科目 工業電気・電子工学

Regional Training Course in Applied Electronic Circuit  
and Regional Training Course in Micro Computer

1. R/D署名日

昭和60年5月22日

2. 実施回数

1回

3. 国名

ブラジル

4. 実施機関

SENAI (Servico Nacional de Aprendizagem Industrial)

5. 関係省庁

労働省

6. 背景・目的

中南米諸国は工業技術の急速な発展に伴い、中堅技術者が不足しその養成に迫られている。SENAI (全国工業関係職業訓練機関) はミナス・ジェライス州に電気・電子職業訓練センターを設立し、昭和54年度から昭和59年度にかけて我国の協力(プロジェクト方式技術協力)のもと、現場技能工を指導監督できる技能者の養成に努めてきたが、プロジェクト協力の後半には周辺諸国からの研修員を受入れるまでに至った。

初回の第三国研修では、同職訓センターで行なっているコースの中でレベルが高く、且つ又、中南米地域の職訓分野でトップレベルにある応用電子回路、マイクロ・コンピューターの2コースを実施した。

7. 主な研修項目

1) 応用電子回路

- ・基礎電子工学
- ・基礎・応用電子回路
- ・デジタル回路

2) マイクロ・コンピューター

- ・デジタル回路
- ・ソフトウェア(基礎・応用)
- ・ハードウェア(基礎・応用)

8. 他の技術協力との関係

プロジェクト協力(昭和54年度～昭和59年度)

9. 参加資格要件

- 1) 大学卒または、それと同程度の能力を持つ者
- 2) 工業電気・電子工学の分野で3年以上の実務経験を有する者
- 3) 25歳から40歳までの者
- 4) ポルトガル語に堪能な者
- 5) 健康な者

10. 期間

昭和60年9月2日～昭和60年10月29日

11. 定員

周辺国 16名(各コース8名)

実施国 8名(各コース4名)

12. 割当国

アルゼンティン、ウルグアイ、パラグアイ、ペルー、エクアドル、コロンビア、ヴェネズエラ、ギニア、パナマ、ドミニカ共和国、コスタ・リカ、メキシコ(計12ヶ国)

13. 調査団

- 1) 事前調査 60年 2月
- 2) 研修管理 60年 11月

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	60																	
アルゼンティン		1	1																	
コスタ・リカ		4	4																	
ドミニカ共和国		1	1																	
パナマ		2	2																	
パラグアイ		1	1																	
ペルー		2	2																	
ウルグアイ		2	2																	
①小計		13	13																	
②実施国		4	4																	
③合計(①+②)		17	17																	

2) 専門家派遣

年度	60																			
人数	1																			

3) C/P

年度	60																			
人数	2																			

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
	円	

研修科目 胃腸病学

Advance Course in Gastroenterology

1. R/D署名日

昭和55年8月26日

2. 実施回数

6回

3. 国名

チリ

4. 実施機関

保健省パウラ・ハラケマダ病院胃癌診断センター  
(Gastric Cancer Center in Paula Jaraquemada Hospital,  
Ministry of Health)

5. 関係省庁

厚生省、文部省

6. 背景・目的

消化器疾患の早期診断は世界的な課題であるが、チリは我が国同様胃癌による死亡率が極めて高く、この対策の一環として我が国はサンチャゴにある胃癌診断センターに対し、プロジェクト協力を実施してきた。

同協力の成果の一層の活用を図るべく、南米諸国に対し昭和55年度第三国研修を開始したが、要請は年々増え続け、昭和59年度より中米からも研修員を受入れることとなった。

7. 主な研修項目

- 1) 内視鏡診断及び読影
- 2) レントゲンの撮影及び読影、超音波診断
- 3) 病理学的分析
- 4) ラウンドテーブル(消化器疾患について)

8. 他の技術協力との関係

プロジェクト協力(昭和52年度～昭和56年度)

9. 参加資格要件

- 1) 消化器系統の臨床射、病理医

10. 期間

昭和61年3月3日～昭和61年3月28日

11. 定員

周辺国 26名  
実施国 2名

12. 割当国

アルゼンティン、ブラジル、ポリヴィア、コロンビア、  
パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ、グアテマラ、  
ドミニカ共和国、メキシコ、ホンジュラス、コスタ・リカ、  
エル・サルバドル、パナマ (計16カ国)

13. 調査団

- 1) 実施協議 55年8月
- 2) 研修管理 59年4月

14. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	55	56	57	58	59	60												
アルゼンティン		14	2	2	2	2	4	2												
ボリヴィア		7		1	1	1	2	2												
ブラジル		12	1	2	2	2	3	2												
コロンビア		9	1	1	2	2	1	2												
コスタ・リカ		1						1												
ドミニカ共和国		3					2	1												
エクアドル		13	2	2	2	2	3	2												
エル・サルヴァドル		1						1												
グアテマラ		3					1	2												
ホンデュラス		1						1												
パナマ		1						1												
パラグアイ		9	1	2	1	1	2	2												
ペルー		14	2	2	2	2	3	3												
ウルグアイ		12	2	2	2	2	2	2												
ヴェネズエラ		6	1	1	1	1		2												
①小計		106	12	15	15	15	23	26												
②実施国		7	0	0	0	2	3	2												
③合計 (①+②)		113	12	15	15	17	26	28												

2) 専門家派遣

年度	55	56	57	58	59	60														
人数	2	2	3	3	3	3														

3) C/P

年度	55	56	57	58	59	60														
人数	-	1	1	1	-	1														

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材

研修科目 家畜繁殖

International training Course in Animal Reproduction

1. R/D署名日  
昭和61年4月17日

2. 実施回数

3. 国名  
チリ

4. 実施機関  
アウストラル大学 (Universidad Austral de Chile)

5. 関係省庁  
農林水産庁

6. 背景・目的

南米地域の家畜繁殖においては、粗放な放牧形態に代表される飼養条件に基づく繁殖効率の低さと品種改良の遅れが課題となっている。最近、南米諸国でも大学や研究機関レベルでは人工授精や受精卵移植等に対する研究及び技術指導が行われ始めているが充分、現場まで普及しておらず、緊急な対策が望まれている。

一方、アウストラル大学はチリ国唯一の家畜人工授精センターを有する大学で人工授精に関する実地教育を集中的に行っており、1967年から国際研修コースを開催してきた。

本コースは獣医師を対象とし、彼らの技術・知識のブラッシュアップを図り、南米各国における人工授精技術の進展をリードできる中堅技術者として養成することを目的とする。

7. 主な研修項目

- 1) 繁殖生理
- 2) 雌牛繁殖性の診断法
- 3) 精液の凍結・融解
- 4) 後代検定、血液型判定

8. 他の技術協力との関係  
個別専門家派遣 (昭和57年度～昭和60年度、継続中)  
研究協力 (昭和61年度～昭和63年度)

9. 参加資格要件

- 1) 獣医
- 2) 3年以上の実務経験を有し、家畜繁殖に従事する者
- 3) 40才以下
- 4) 英語が堪能で健康な者

10. 期間  
昭和61年11月10日～昭和61年12月13日

11. 定員

周辺国 15名  
実施国 3名

12. 割当国

アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、コロンビア、  
エクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ  
(計9カ国)

13. 調査団

1) 事前調査 61年2月

研修科目 電子顕微鏡

(International Training Programme in Electron Microscopy)

1. R/D署名日  
昭和56年2月4日

2. 実施回数  
5回

3. 国名  
コスタ・リカ

4. 実施機関  
コスタ・リカ大学 (University of Costa Rica, UCR)

5. 関係省庁  
JICA

6. 背景・目的  
医学、生物学等の分野で電子顕微鏡の応用が不可欠である反面中南米諸国では、

- 1) 機材保護及び高価な使用コスト
- 2) 電顕技術を持ち備えていることによる優位性を保つため、他の技術者に対する教育、技術移転に消極的といった事情でその研修受入先が極めて少ない。

置き換えれば、多数の潜在研修希望者が存在するともいえる。本研修の目的は次のとおり。

- 1) 生物医学分野で電顕技術の応用ができる人材の養成
- 2) 地域の発展に重大な影響を与える病気に関する情報交換の促進

7. 主な研修項目

- 1) 電子顕微鏡の構造
- 2) 標本の準備技術
- 3) 超ミクロトーム
- 4) 電子顕微鏡の操作
- 5) 被写体の処理方法
- 6) 最終像の分析と解釈

8. 他の技術協力との関係  
医療プロジェクト協力 (昭和49年度～昭和56年度)

9. 参加資格要件
- 1) 学歴
  - 2) 電子顕微鏡学研究所、学会等の会員、または会員となる可能性があること。
  - 3) 応募者の興味のある分野で研修成果の活用、応用が図られる資機材が自国に具わっていること。

10. 期間  
昭和60年6月10日～昭和60年12月4日

11. 定員  
周辺国 9名  
実施国 3名

12. 割当国  
コロンビア、エクアドル、エル・サルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、ドミニカ共和国、ベネズエラ (計12カ国)

13. 調査団

1) 事前調査	55年11月
2) 実施協議	56年1月
3) 研修管理	58年11月
4) 研修管理	59年4月

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	56	57	58	59	60													
コロンビア		6	1	2	1		2													
ドミニカ共和国		6		2	2		2													
エクアドル		1	1			休														
グアテマラ		1					1													
ホンデュラス		1					1													
パナマ		4	2		1		1													
ペルー		6	1	2	2	止	1													
ヴェネズエラ		1					1													
小計		26	5	6	6		9													
実施国研修員数		7	0	1	3		3													
合計		33	5	7	9		12													

2) 専門家派遣

年度	56	57	58	59	60															
人数	2	2	2	-	2															

3) C/P

年度	56	57	58	59	60															
人数	2	-	-	2	1															

4) 単独機材供与

年度	金額(千円)	主要機材
56	15,584	電子顕微鏡用部品、消耗品、凍結装置
59	23,418	走査型電子顕微鏡

研修科目 伝送工学

International Course in Transmission Engineering

1. R/D署名日

在外公館を通じて協議し、実施したため、R/Dは締結しなかった。

2. 実施回数

10回

3. 国名

メキシコ

4. 実施機関

電気通信学園

(Escuela Nacional del Telecomunicaciones, ENTEL)

5. 関係省庁

郵政省

6. 背景・目的

中米・カリブ諸国では電気通信施設が拡充の方向にあり、これに伴ない設計、保守等の分野で多数の技術者の養成が急務となった。本コースでは、伝送無線技術の理論及び実技を研修することにより、伝送システムの運用上の知識の向上を図ることを目的としている。

7. 主な研修項目

- 1) 伝送無線技術概論
- 2) PCM方式
- 3) ルーラル、V/UHF方式
- 4) マイクロ波方式
- 5) 衛星通信方式
- 6) データ通信

8. 他の技術協力との関係

プロジェクト協力(昭和43年～昭和50年)

9. 参加資格要件

- 1) 電気通信技師又は同等の能力を有する者。もしくは伝送無線分野で5年以上の経験を有するもの。
- 2) 伝送無線分野で業務に従事している者  
特に年齢については制限なし

10. 期間

昭和60年9月30日～昭和60年12月13日

11. 定員

周辺国 16名

実施国 6名

12. 割当国

ドミニカ共和国、グアテマラ、エル・サルヴァドル、ホンデュラス、ニカラグア、コスタ・リカ、パナマ、キューバ  
(計8カ国)

13. 調査団

1) 打合 56年 1月

2) 研修管理 58年11月

14: 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60								
コスタ・リカ		19	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
キューバ		6								2	2	2								
ドミニカ共和国		5							2	2	1									
エル・サルヴァドル		15	1		2	2	2	2		2	2	2								
グアテマラ		16	1		1	2	2	2	2	2	2	2								
ホンデュラス		17	1	2	1	1	2	2	2	2	2	2								
ニカラグア		19	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
パナマ		13				1	2	2	2	2	2	2								
①小計		110	5	6	8	10	12	12	12	16	15	14								
②実施国		71	9	6	7	6	8	7	10	4	8	6								
③合計 (①+②)		181	14	12	15	16	20	19	22	20	23	20								

2) 専門家派遣

年度	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60										
人数	3	2	2	2	3	2	2	2	1	1										

3) C/P

年度	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60										
人数	-	-	-	-	-	-	1	2	2	-										

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材

研修科目 デジタル通信

International Training Course in Digital Communication Engineering

1. R/D署名日

昭和58年7月13日

2. 実施回数

3回

3. 国名

ペルー

4. 実施機関

電気通信訓練センター

(Instituto Nacional de Investigacion y capacitacion de Telecomunicacion, INICTEL)

5. 関係省庁

郵政省

6. 背景・目的

南米諸国では、広大な国土を抱える国が多く、社会開発等を進めて行く上で、電気通信は必須のインフラストラクチャーの1つである。

近い将来の電気通信形態は、デジタル系総合電気電信情報網が世界の趨勢であり、途上国においてもデジタル交換、伝送、光通信の導入が大幅に計画され実施されている。

これらの技術は従来のもとは根本的に異なるもので、技術者養成は急務とされ、中南米で唯一の総合的訓練設備を有するINICTELでその研修を実施することとなった。

7. 主な研修項目

- 1) デジタル交換 (概念、PCM基礎)
- 2) デジタル交換 (ソフトウェア)
- 3) デジタル伝送 (PCM30、MUX)
- 4) デジタル伝送 (光ファイバー)

8. 他の技術協力との関係

- 1) 専門家個別派遣 (昭和51年～昭和54年)
- 2) プロジェクト協力 (昭和54年～昭和59年)

9. 参加資格要件

- 1) デジタル通信技術の知識と技術を普及させることができる電気通信分野に従事する技師もしくは上級技官
- 2) 大卒もしくは同程度の能力を有する者で3年以上の実務経験を有する者
- 3) スペイン語が堪能な者
- 4) 健康な者

10. 期間

昭和60年10月14日～昭和60年11月22日

11. 定員

周辺国 16名

実施国 6名

12. 割当国

アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、コロンビア、チリ、エクアドル、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ、スリナム (計11カ国)

13. 調査団

1) 事前調査 58年 7月

2) 研修管理 58年 11月

14: 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	58	59	60															
アルゼンティン		4	1	1	2															
ボリヴィア		6	2	2	2															
ブラジル		5	1	2	2															
チリ		6	2	2	2															
コロンビア		3	2	1																
エクアドル		7	3	2	2															
パナマ		5	2	2	1															
パラグアイ		4		2	2															
スリナム		1	1																	
ウルグアイ		3	1	1	1															
ヴェネズエラ		4	2	1	1															
①小計		48	17	16	15															
②実施国		24	6	10	8															
③合計(①+②)		72	23	26	23															

2) 専門家派遣

年度	58	59	60																	
人数	2	2	3																	

3) C/P

年度	58	59	60																	
人数	2	1	1																	

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
59	千円 11,963	光ファイバー融着接続機、光テスター、光コネクタ、光パルス試験器等

研修科目 水産加工

International Training Course in Fishery Product  
Processing Technology

1. R/D署名日

昭和59年8月28日

2. 実施回数

2回

3. 国名

ペルー

4. 実施機関

水産加工センター

(Instituto Tecnológico Pesquero del Peru, ITP)

5. 関係省庁

農林水産省

6. 背景・目的

中南米各国は1978年までに200海里漁業水域又は200海里経済水域を設定し、これら水域内の資源などの確保及び開発を図ってきている。特に国民の動物性蛋白食料の確保の観点から漁業及び水産加工食品産業の振興には意欲的である。

このような趨勢に応じるべく、本コースは水産加工分野の人材養成を図ることを目的としている。

7. 主な研修項目

- 1) 水産加工概論
- 2) 水産物の加工
- 3) 高温短時間殺菌によるレトルト食品の製造
- 4) 実習

8. 他の技術協力との関係

プロジェクト協力(昭和50年度～昭和58年度)

9. 参加資格要件

- 1) 大卒又はこれと同等の資格を有する者
- 2) 水産分野において3年以上の実務経験を有する者
- 3) スペイン語に堪能な者
- 4) 健康な者

10. 期間

昭和61年2月3日～昭和61年2月28日

11. 定員

周辺国 16

実施国 6

12. 割当国

アルゼンティン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ドミニカ共和国、ウルグアイ、ヴェネズエラ(計12カ国)

13. 調査団

- |          |       |
|----------|-------|
| 1) コンタクト | 59年2月 |
| 2) 事前調査  | 59年4月 |
| 3) 実施協議  | 59年8月 |
| 4) 研修管理  | 60年3月 |

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	59	60																
アルゼンティン		4	2	2																
ブラジル		3	2	1																
チリ		2	2																	
コロンビア		3	1	2																
コスタ・リカ		3	1	2																
ドミニカ共和国		1		1																
エクアドル		2	2																	
エル・サルヴァドル		2	2																	
メキシコ		3	1	2																
パナマ		2	2																	
パラグアイ		1		1																
ウルグアイ		2		2																
ヴェネズエラ		2	1	1																
①小計		30	16	14																
②実施国		14	6	8																
③合計(①+②)		44	22	22																

2) 専門家派遣

年度	59	60																		
人数	2	2																		

3) C/P

年度	59	60																		
人数	1	2																		

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材

研修科目 電気通信

Regional Training Course in Telecommunications

1. R/D署名日

昭和58年 6月24日

2. 実施回数

3回

3. 国名

フィジー

4. 実施機関

電気通信訓練センター

(Telecommunication Training Center, TTC)

5. 関係省庁

郵政省

6. 背景・目的

フィジーを含めその近隣国の多くは、漸く1970年代に宗主国から政治的独立を獲得したが、経済的及び技術的には未発展な段階であり、電気通信網についてもこれから整備拡充を図ろうとしている。

すでにEC、豪、ニュージーランドによりフィジーに設立されたTTCが近隣の国々に対する教育機関として地域の発展に貢献しているが、技能教育に重点を置いているため、技術進歩が著しく、かつ技術が複雑化しつつある電気通信分野では、その教育が追従し得なくなっている。フィジー政府の要請に基づき電気通信行政に従事する幹部クラスの養成を念頭に置き、技術進歩に歩調を合わせた研修を実施することとなった。

7. 主な研修項目

- 1) 交換
- 2) 伝送/線路
- 3) 無線
- 4) 衛星通信

8. 他の技術協力との関係

- 1) 個別専門家：2名  
(昭和52年12月5日～昭和54年12月18日)  
(昭和55年7月11日～昭和58年7月10日)
- 2) 単独機材供与：マイクロ端局設備  
(昭和54年度 17,074千円)

9. 参加資格要件

- 1) 電気通信分野に従事する技術者もしくは最低3年の実務経験を有する同レベルの者
- 2) 英語が堪能
- 3) 40歳以下の者
- 4) 健康な者

10. 期間

昭和60年8月19日～昭和60年9月27日

11. 定員

周辺国 13名  
実施国 6名

12. 割当国

クック諸島、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ諸島、バブア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツヴァル、ヴァヌアツ、西サモア、モルディブ  
(計14カ国)

13. 調査団

1) 事前調査	57年12月
2) 実施協議	58年 6月
3) 研修管理	58年12月
4) 研修管理	59年11月

14. 実績

1) 研修員受入実績(国別・年度別)

国名	年度	計	58	59	60															
ニウエ		2	1		1															
ナウル		2	1	1																
バブア・ニューギニア		2	1		1															
トンガ		5	2	2	1															
西サモア		6	2	2	2															
キリバス		4	1	2	1															
ソロモン諸島		5	2	1	2															
ミクロネシア		3	1		2															
ヴァヌアツ		4		2	2															
マーシャル		3	1	1	1															
パラオ		3	1	1	1															
①小計		39	13	12	14															
②実施国		20	8	6	6															
③合計(①+②)		59	21	18	20															

2) 専門家派遣

年度	58	59	60																	
人数	4	4	4																	

3) C/P

年度	58	59	60																	
人数	1	2	-																	

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
59	千円 25,116	マイクロウェーブ通信機 附属機器

研修科目 沿岸漁業開発  
Regional Training Course in Coastal Fisheries  
Development

1. R/D署名日  
昭和59年8月24日

2. 実施回数  
2回

3. 国名  
バブア・ニューギニア

4. 実施機関  
PNG大学 (University of Papua New Guinea)

5. 関係省庁  
JICA

6. 背景・目的

南太平洋諸国は島嶼国家であることから海洋開発、特に水産資源の開発に大きな期待をかけている。大規模漁業では輸出産業として振興するとともに雇用機会の拡大と労働者の所得の安定を図るようにしており、また沿岸漁業では自給自足経済下にある漁業を貨幣経済の中に転換させ、産業として育成し、自国周辺の沿岸水産資源を有効に利用することによって、国民に水産蛋白食料の安定供給を図り、併せて輸入水産物の削減を行う努力が為されている。

このように、南太平洋諸国は沿岸水産資源の開発に取り組んでいるが、特に、漁民指導者訓練等への技術要請が高まってきている。そこで本コースでは水産業普及職員を対象に、現場で漁業を行う場合に役立つ実践技術及び知識と関連知識に絞ったカリキュラムを設定している。

7. 主な研修項目

- 1) カントリーレポート
- 2) 漁具漁法一般
- 3) 漁具作製 (応用)
- 4) 海上実習 (かご漁法、延縄漁法他)

8. 他の技術協力との関係  
専門家個別派遣 (昭和56年度～昭和57年度)

9. 参加資格要件

- 1) 漁法一般に関して2年以上の実地経験を有する者
- 2) 漁業分野で普及業務に従事している者
- 3) 40歳未満の者
- 4) 英語が堪能で健康であること

10. 期間

昭和61年1月20日～昭和61年2月8日

11. 定員

周辺国 10名  
実施国 6名

12. 割当国

キリバス、ナウル、フィジー、ソロモン諸島、パラオ、トンガ、トゥバル、ヴァヌアツ、西サモア、ミクロネシア (計10カ国)

12. 調査団

- |         |        |
|---------|--------|
| 1) 事前調査 | 57年12月 |
| 2) 実施協議 | 59年 8月 |
| 3) 研修管理 | 60年 2月 |

4. 実績

1) 研修員受入実績 (国別・年度別)

国名	年度	計	59	60																
フィジー		1	1																	
トンガ		2	1	1																
キリバス		3	2	1																
ソロモン諸島		3	2	1																
ヴァヌアツ		1	1																	
パラオ		3		3																
ミクロネシア		1		1																
ヤップ		1		1																
①小計		15	7	8																
②実施国		13	7	6																
③合計 (①+②)		28	14	14																

2) 専門家派遣

年度	59	60																		
人数	3	2																		

3) C/P

年度	59	60																		
人数	-	1																		

4) 単独機材供与

年度	金額	主要機材
60	千円 18,165	和船、マグロ延縄、容量式波高計、塩分計、他

昭和61年度第三国集团研修実施計画表(総括)

研修事業部

区分	地域	国名	回数	実施機関	研修科目	定員		研修期間	月数	日本側 関係省庁	専門家		C/P		
						周辺国	実施国				人数	期間	人数	期間	
既設	アジア*	フィリピン	6	交通訓練センター	道路交通工学	22	3	61.11. ~61.12.	月 1.3	建設省	2	月 0.5	2	月 1	
		タイ	10	モンクット王科大学(KMIT)	電気通信	20	0	62.1. ~62.3.	2.6	郵政省	2	1	1	1	
			6	農業組合省畜産局	口蹄疫防疫	個別	7	0	61.10. ~62.2.	4.4	農水省	1	3	1	1
						集団	15	0	62.2. ~62.3.	0.7		1	1		
			3	国立皮膚病学研究所	皮膚病学	14	7	61.4. ~62.1.	10	JICA	8	0.5	2	1	
		4	アジア太平洋放送研究所(AIBD)	ENG技術	18	2	62.2. ~62.3.	1.3	郵政省	3	1.5	-	-		
		マレーシア	4	金属工業技術センター(MITEC)	金属加工	溶接	6	2	62.1. ~62.2.	1.1	通産省	2	1.5	2	4
						電気メッキ	6	2							
		*	シンガポール	4	シンガポール・ポリテクニク	建設プロジェクト管理	22	4	62.3. ~62.3.	0.5	建設省	2	0.5	-	-
		#	インドネシア	6	建築研究所	地震工学	12	12	62.1. ~62.2.	1.5	建設省	4	1.5	1	1
	3			農業省畜産局	家畜衛生	個別	5	2	62.1. ~62.2.	0.7	農水省	2	1	1	1
						集団	15	5	62.2. ~62.3.	0.5					
	2		灌漑排水施工技術センター	灌漑技術	10	5	62.2. ~62.3.	1.1	農水省	2	1	1	1		
	2		チェブ石油・ガス訓練センター	石油・ガス生産技術	10	5	61.11. ~61.12.	1.5	JICA	-	-	-	-		
	中近東	エジプト	2	アラブ海運大学校(AMTA)	船員教育	20	0	61.11. ~61.11.	0.5	運輸省	2	0.5	1	1	
			2	保健省	看護教育	20	10	61.9. ~61.10.	1	JICA	2	1	1	1	
	アフリカ	ケニア	7	郵電省中央訓練所(CIS)	マイクロウエーブ	13	9	61.10. ~61.12.	2	郵政省	3	2	2	3	
		象牙海岸	3	アビジャン大学	内視鏡	8	2	62.1. ~62.4.	3.5	JICA	4	1	1	2	
	中南米	メキシコ	11	電気通信学園	伝送工学	16	6	61.9. ~61.12.	2.5	郵政省	2	2	1	2	
		コスタ・リカ	5	コスタ・リカ大学	電子顕微鏡	9	3	61.6. ~61.12.	6	JICA	2	1.5	1	6	
		ブラジル	2	セナイ職訓センター(SENAI)	工業電気・電子工学	電子回路	8	4	61.9. ~61.11.	3	労働省	-	-	1	2
						Microcomputer	8	4	61.9. ~61.11.	3		1	2	-	-
		ペルー	4	電気通信訓練センター(INICTEL)	デジタル通信	16	6	61.10. ~61.11.	1.3	郵政省	3	1	1	1	
3			水産加工センター	水産加工	16	6	62.2. ~62.3.	1.1	農水省	1	1.5	1	3		
チリ		7	胃癌センター	胃腸病学	26	2	62.3. ~62.4.	1.1	厚生省 文部省	3	1	-	-		
大洋州	フィジー	4	通信訓練センター	電気通信	13	6	61.8. ~61.9.	1.3	郵政省	4	1	1	1		
	PNG	3	PNG大学	沿岸漁業開発	9	6	62.1. ~62.2.	0.7	JICA	3	1	1	6		
小計	(1)		23コース		360	113				59		23			

区分	地域	国名	回数	実施機関	研修科目	定員		研修期間	月数	日本側 関係省庁	専門家		C/P	
						周辺国	実施国				人数	期間	人数	期間
新設	アジア*	タイ		スハンプリ訓練センター	稲作	10	5	61.10. ~61.12	1.8	農水省 JICA	2	1.5	1	1
				中央造林センター	コミュニティー・フォレストリー	10	5	61.11. ~61.12	1	農水省	2	1	1	1
		シンガポール		シンガポール港湾庁	港湾機器維持・管理	13	2	61.7. ~61.7	0.2	運輸省	1	0.5	-	-
				シンガポール港湾庁	港湾管理	13	2	61.6. ~61.7	0.5	運輸省	2	0.5	-	-
				民間航空訓練センター	空港管理	8	1	61.10. ~61.12	1.8	運輸省	1	0.5	-	-
				民間航空訓練センター	空難救助	6	1	61.7. ~61.8	1.3	運輸省	2	0.5	-	-
	インドネシア		パロンボン海員学校	船員訓練	デッキ	10	5	61.8. ~61.10	3	運輸省	1	0.5	-	-
					エンジン	10	5	61.8. ~61.10	3	運輸省	1	0.5	-	-
	中南米	メキシコ		メキシコ市	地震災害対策	12	3	61.8. ~61.8	1.5	JICA	3	0.5	-	-
		コスタ・リカ		熱帯農業センター	アグロフォレストリー	7	-	62.1. ~62.4.	3.5	農水省	1	1	-	-
		チリ		アウストウル大学	家畜繁殖	15	3	61.11. ~61.12.	1	農水省	-	-	-	-
	予備枠	インド				10	5				2	1	-	-
パキスタン					10	5				2	1	-	-	
小計	(2)		12コース		134	42				20		2		
合計	(1)+(2)		35コース		494	155				79		25		

\* アセアン・太平洋人造り協力、緊急行動計画案件

# 昭和60年度アセアン・太平洋人造り協力、緊急行動計画案件。コース終了後の評価結果により、昭和61年度通常案件として継続実施するか否かを判断する。

昭和61年度第三国個別研修実施計画表（総括）

昭和61年5月

地域	国名	実施機関	研修科目	研修期間	研修員	備考
アジア	タイ	国立沿岸養殖研究所	沿岸養殖	3ヶ月	フィジー，水産養殖C/P	
		アジア工科大学	農業工学	2年	ケニア，ケニヤッタ農工大学C/P	
				2年	ケニア，ケニヤッタ農工大学C/P	
	インドネシア	中央食用作物研究所	食物生理	1ヶ月	タイ，東北タイ農業開発C/P	
中近東	エジプト	保健省	看護教育	2ヶ月	ザンビア，ザンビア大学医学部C/P	
				2ヶ月	ザンビア，ザンビア大学医学部C/P	
		AMTA	船員教育	4ヶ月	タンザニア，恩田専門家C/P	
				4ヶ月	タンザニア，池上専門家C/P	
アフリカ	ケニア	ケニヤッタ農工大学	農業工学	3年	タンザニア，ムアンザ小規模かんがいC/P	
			灌漑	3年	タンザニア，ムアンザ小規模かんがいC/P	

昭和60年度第三国集団研修実績表

昭和61年3月31日

区分	地域	国名	回数	実施機関	研修科目	定員(実績)		研修期間	日数	日本側 関係省庁	専門家(実績)		C/P(実績)		
						周辺国	実施国				人数	期間	人数	期間	
既設	アジア	フィリピン	回 5	交通訓練センター	道路交通工学		18( 18)	3( 3)	60.11.11~60.12.20	日 40	建設省	2( 2)	0.5	1( 1)	3月
		タイ	9	モンクット王科大学(KMIT)	電気通信		20( 17)	2( 4)	61. 1.15~61. 3.18	63	郵政省	3( 2)	1	1( 1)	2
			5	農業組合省畜産局	口蹄疫防疫	個 別	5( 4)	0( 0)	60.10.16~61. 2.23	131	農水省	1( 1)	0.7	1( 0)	
					集 団	20( 9)	1( 2)	61. 2.24~61. 3.17	22						
		マレーシア	3	アジア太平洋放送研究所(AIBD)	ENG技術		18( 14)	2( 6)	61. 2.18~61. 3.29	40	郵政省	3( 3)	1.5	-	
			3	金属工業技術センター(MITEC)	金属加工	溶 接	6( 4)	2( 3)	61. 1. 6~61. 2. 8	34	通産省	2( 2)	1.5	2( 2)	4
					電気メッキ	6( 5)	2( 3)								
			シンガポール	3	シンガポール・ポリテクニク	建設プロジェクト管理		18( 17)	4( 6)	61. 3.10~61. 3.22	13	建設省	2( 2)	0.5	-
	インドネシア		5	建築研究所	地震工学		12( 10)	12( 11)	61. 1.13~61. 2.21	40	建設省	4( 4)	1.5	-	
			2	農業省畜産局	家畜衛生	個 別	5( 4)	2( 2)	61. 1.27~61. 2.15	20	農水省	2( 2)	0.7	1( 1)	1
					集 団	15( 12)	5( 5)	61. 2.17~61. 3. 3	15						
	アフリカ	ケニア	6	郵電省中央訓練所(CTS)	マイクロウエーブ		13( 9)	9( 9)	60.10. 7~60.12. 6	61	郵政省	3( 3)	2	2( 2)	3
		象牙海岸	2	アビジャン大学	内視鏡		8( 8)	2( 3)	61. 1.20~61. 4.25	96	JICA	4( 4)	1	2( 2)	2
	中南米	メキシコ	10	電気通信学園	伝送工学		16( 14)	6( 6)	60. 9.30~60.12.13	75	郵政省	2( 1)	2	1( 0)	
		コスタ・リカ	4	コスタ・リカ大学	電子顕微鏡		9( 9)	3( 3)	60. 6.10~60.12. 4	178	JICA	2( 2)	1.5	1( 1)	6
		ペルー	3	電気通信訓練センター(INICTEL)	デジタル通信		16( 15)	6( 8)	60.10.14~60.11.22	40	郵政省	3( 3)	1	1( 1)	1
			2	水産加工センター	水産加工		16( 14)	6( 8)	61. 2. 3~61. 2.28	26	農水省	1( 1)	1	2( 2)	3
チリ		6	胃癌センター	胃腸病学		26( 26)	2( 2)	61. 3. 3~61. 3.28	26	厚生省 文部省	3( 3)	1	1( 1)	1	
大洋州	フィジー	3	通信訓練センター	電気通信		13( 14)	6( 6)	60. 8.19~60. 9.27	40	郵政省	4( 4)	1	1( 0)		
	PNG	2	PNG大学	沿岸漁業開発		10( 8)	6( 6)	61. 1.20~61. 2. 7	19	JICA	3( 2)	1	1( 1)	6	
	小計(1)		17コース			270( 231)	81( 96)				45(41)		18(16)		
新設	アジア*	インドネシア		灌漑排水施工技術センター	灌漑技術		10( 7)	5( 9)	61. 2.24~61. 3.28	33	農水省	2( 2)	1	1( 1)	1
				チェブ石油・ガス訓練センター	石油・ガス生産技術		15( 6)	5( 6)	61. 3.15~61. 4.27	44	JICA	-	-	-	-
	中近東	エジプト		アラブ海運大学校	船員教育		20( 19)	0( 0)	60.11.16~60.11.28	13	運輸省	2( 2)	0.5	1( 1)	1
				保健省	看護教育		20( 17)	10( 8)	60. 9.21~60.10.17	27	JICA	2( 2)	1	2( 2)	1
	中南米	ブラジル		セナイ職訓センター	工業電気・電子工学	電子回路	8( 6)	4( 3)	60. 9. 2~60.11.29	89	労働省	-	-	1( 1)	2
			Microcomputer			8( 7)	4( 1)	1( 1)				2			
	小計(2)		5コース			81( 62)	28( 27)				7( 7)		6( 6)		
	小計(3)=(1)+(2)		22コース			351( 293)	109( 123)				52(48)		24(22)		
継続	アジア	タイ	2	国立皮膚病学研究所	皮膚病学		14( 14)	7( 8)	60. 3.25~61. 1.24	306	JICA	8( 8)	0.5	1( 1)	12
		小計(4)					14( 14)	7( 8)				8( 8)	0.5	1( 1)	
	合計(5)=(3)+(4)		23コース			365( 307)	116( 131)				60(56)		25(23)		

\*アセアン・太平洋人造り協力緊急行動計画案件

## 第三国研修

### 1. 「第三国研修」とは

「第三国研修」とは、わが国では、Third Country Training Programme (TCTP) と称しているが、一般的には、Training Programme under the Third Country Arrangement (Basis)、或いは、Training Programme under the Tripalite Arrangement (Basis) などと呼ばれており、これの意味するところは、基本的には、開発途上国 B = host country が、同じ開発途上国 C = recipient country から研修員を受入れる場合に、先進国 A = donor country が、これに必要な経費を負担するシステムで、一種の経費分担方式 (cost sharing system) であるといえる。

一方、「開発途上国間技術協力」 Technical Cooperation among the Developing Countries (TCDC) という概念があるが、これは、開発途上国内に蓄積されてきた経験・技術・知識等を、相互に交換・共有し、共通する開発問題に共同で取り組むことにより、開発途上国が集団的に自律しようとするものである。しかし、開発途上国の中には、隣国の研修員を受入れるのにふさわしい研修施設があるにもかかわらず、彼らを受入れるのに必要な渡航費や滞在費ないしは研修実施経費等が払底しているため、これらの優れた研修施設が遊休化してしまう場合が大いに見受けられる。ここに「第三国研修」導入の有益性が認められるのである。「第三国研修」は、TCDC を促進する一種の catalyst の役割をしているともいえるのである。

### 2. 「第三国研修」の意義

「第三国研修」制度が、TCDC 活動の促進を側面的に支援する点で意義深いことは、既述の通りであるが、具体的には、次のメリットが考えられる。

(1) 先進諸国の高度な技術をそのままの形で移転したのでは、開発途上国の実状に合わずに移転がスムーズに進まないだけでなく、さまざまな弊害を引き起こすケースが出てくる。この点、「第三国研修」の下では、他の開発途上国に於いて

既に適用・改善された適正技術 (appropriate technology) の移転を図るため、消化不良を引き起こす割合も少なく、かつ、より参加国のニーズに適合した研修が可能になる。

(2) 技術修得を図る上で、落ちついた生活環境は不可欠の条件であるが、開発途上国の研修員が遠方の先進国で研修する場合、環境不適應の状態に陥るなどの問題を引き起こすこともままある。この点、本制度のもとでは、研修が社会的・文化的、また場合によっては、言語的・宗教的にも類似した域内の実施国 (host country) で行なわれるため、いわゆるカルチャーショックや言語的障害等も比較的少なく、したがって、研修員にとっては安心して勉強に打ち込める。

(3) 「第三国研修」のもとでは、研修員の大半が実施国の近隣諸国から受け入れられるため、遠方の先進国に受け入れる場合と比較し、同じ財源で、より多くの開発途上国の人々に研修の機会を与えることができ、限られた財源を有効に活用することができる。

以上、「第三国研修」の利点を3点ほど掲げたが、基本的には、開発途上国の研修員を受け入れる従前のパターンが重要不可欠であることには変わりなく、むしろ、両者は相互補完関係にあるとの認識が一般的である。

「第三国研修」が脚光を浴び始めたのは、おそらく、1978年、ブエノスアイレスに於いて開催された「国連TCDC会議」以降であり、同会議で採決された「TCDCの推進と実施のためのブエノスアイレス行動計画」が一つの導火線の役割を果たしたと思われる。同行動計画は、TCDC推進に関し「各国(開発途上国)レベル」、「地域・地域間レベル」、および、「全世界レベル」において、それぞれ採るべき行動として、38項目から成る具体的措置を勧告しているが、この中で特に注目されるのは、「全世界レベルの行動」に関する部分で、「国際機関や先進諸国は、TCDCに貢献できるような開発途上国機関に対し、財政支援等を与えること」、および、「TCDCが支援できるように、技術協力に関する政策や手続きを改

善すること」等を骨子とする5項目である。

これらの措置は、元来、T C D Cは、開発途上国自身の自助努力によって推進されるべきものであるが、財政的制約等の理由により推進が阻まれるケースが多々あるため、主要先進諸国によるT C D C支援活動が不可欠であるとの認識のもとに報告されたものと思われる。「第三国研修」という援助形態が取り入れられる所以でもある。

しかし、「第三国研修」は、プエノスアイレス国連T C D C会議にはじまったものでは、決してなく、コロンボ・プランのもとでは、既に20数年の歴史を持っており、実際に、過去一貫して「第三国研修」は、高いプライオリティーを与えられており、わが国も、1975年（昭和50年3月）に「第三国研修」を開始し、今日に至っている。

### 3. わが国による「第三国研修」の実施について

わが国による政府ベースの技術協力は、わが国がコロンボ・プランに加盟した1954年（昭和29年）に始まり、研修員受入事業は、当初の数年間、「日米合同第三国訓練計画」および「国連訓練計画」等に基づいて行なわれ、来日する研修員の渡航費や滞在費は、米政府ないし国際機関の負担とし、日本側は、講師謝金・国内旅行費等を含む研修実施経費を負担するという費用分担方式（cost sharing system）を一部採ったことがあった。これは、とりも直さず「第三国研修」である。かくして、日本もかつては、第三国研修の実施国の役割を演じたこともあったのである。

さて、上述の如く、わが国の第三国研修は、1975年3月、タイ国のコラート養蚕研究訓練センターをベース始められたが、以来第三国研修の有効性が内外に於いて広く認識され、かつ、高まりつつある時代の要請をも考慮し、我が国は、コロンボ・プラン協議委員会を初め、国連機関による会議の場を通じ、第三国研修の推進に関し積極的なサポートを表明し、自らもその拡充に努めてきた。近年における我が国の第三国研修実施件数の伸びはめざましく、1985年度においては、15の実施国との協力の下に合計22件の集団研修コースを実施し、438名の研修員（周辺国307名 実施国131

名）を受け入れた。右22コースの地域的配分は、アジア・太平洋地域55%、アフリカ中近東地域10%、中南米地域27%であり、応募状況は、定員の1.6倍という高い倍率であった。

なお、1986年度は、アセアン太平洋人遺協力・緊急行動計画の7案件を含む13コース増の35集団コースを17カ国の開発途上国に於いて実施し、合計649名の研修員（周辺国494名、実施国155名）を受入れる予定である。更に、従来の集団研修に加え新たに個別研修を計画し、10件程度を実施する計画である。

第三国研修開始以来、1985年度までに受入れられた研修員は、累計で1,549名（周辺国研修員1,052名、実施国研修員497名）に達しており、右人数は、J I C Aが通常ベースで日本に受入れた研修員の累計57,942名の約2.7%に当たる。ちなみに、1986年度における、J I C Aによる本邦研修受入予定数は、4,261名のところ、その15.5%に相当する659名の研修員を第三国研修員として受入れる予定にしており、急速な伸びが窺われる。

わが国の第三国研修は、T C D C支援という観点をも考慮に入れ、①実施国のイニシアティブを重視し、カリキュラムの編成からコース参加者の募集に至るまでの大部分の業務の計画・実施を実施国の責任において実施せしめており、②わが国から、必要に応じて、講師の派遣や研修資機材の供与等の支援を与えているが、研修は、実施国の講師が主体的に取り組み、日本人講師は、あくまでも補完的な役割を担っており、③わが国が必ずしも費用の全額を負担せず、実施国側にも可能な範囲内で経費負担を求めており、また、④研修施設は、以前にわが国が、プロジェクト協力（package type of technical cooperation）ないしは、専門家派遣等の技術協力を通じ、既に当該分野での日本による技術移転がほぼ完了している施設が選ばれることが多いことなどに、わが国の第三国研修の主な特徴が窺われる。

### 4. 今後の展望

上述の通り、日本政府は、J I C Aを通じて、第三国研修を全世界レベルで実施し

ているが、第三国研修のメリット並びに益々高まりつつある開発途上国側の要請等を考慮し、今後とも引き続き拡充・強化を図る方向にあると言えよう。このほか、アセアン人造りセンター事業、マレーシア・家キン病プロジェクトに例を見る如く、当該プロジェクト協力に関する計画の段階で、T C D Cの支援活動、ないしは、第三国研修的要素がプロジェクト・フォーミュレーションの中に組み込まれるケースが見られる。その意義が明確に実証されれば、この種の試みは、他地域においても実施され、第三国研修案件は、更に急速な伸びを示すことになろう。



